

# 胎内市電子入札運用基準

## （趣旨）

第1条 この告示は、胎内市が電子入札システムを利用して行う建設工事又は測量・建設コンサルタント等（以下「電子入札対象案件」という。）の入札手続に關し、円滑かつ的確に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

## （電子入札対象案件における入札手続等の原則）

第2条 電子入札対象案件については、電子入札システムを利用して入札手続を行うものとし、第4条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として書面による参加資格確認申請書、入札参加意向書、辞退届及び入札書等の提出（以下「紙入札」という。）は認めないものとする。

2 電子入札対象案件における入札参加希望者、入札参加者、入札者又は落札者等（以下「入札参加者等」という。）に対する入札手続に關連する各種通知等は、原則として電子入札システムを利用して行う。

3 電子入札対象案件の入札情報及び入札結果等については、電子入札に関する各種情報を集約してインターネット上に公表するシステム（以下「入札情報サービス」という。）により公開する。

## （従来の運用及び通知等との関係）

第3条 電子入札対象案件に關し、この基準に定めのない事項については、原則として紙入札における従来の運用及び通知等（以下「従来の運用等」という。）の例による。

2 電子入札対象案件に關し、従来の運用等の定めがこの告示と抵触する場合は、この告示の定めるところによる。

3 電子入札対象案件に關し、従来の運用等の様式が電子入札システムの入力様式と異なる場合は、電子入札システムの入力様式による。

## （紙入札を認める場合）

第4条 入札参加者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、紙入札方式参加

承諾願（様式第1号）を市長に提出し、その承諾を得て、入札手続の当初又は途中から、紙入札を行うことができる。

(1) 電子入札を行うためのICカードが失効、破損又は閉塞等で使用できなくなつた場合で、ICカードの再発行の申請を予定している又は現に申請しているとき

(2) 電子入札を行うためのICカードの名義人が退社又は異動等したため、当該ICカードを使用することが不適当となった場合で、ICカードの再発行の申請を予定している又は現に申請しているとき。

(3) 入札参加者等のシステム障害により、紙入札でなければ締切に間に合わない場合

(4) その他紙入札を行うことがやむを得ないと認める場合

2 電子入札システムを利用して参加者資格確認申請書を提出した後に、前項の規定により紙入札を行うこととなった場合、入札参加者等は当該案件について以降の手続を電子入札システムを利用して行ってはならない。ただし、既に電子入札システムを利用して提出済みの様式については有効なものとして取り扱うものとする。

（共同企業体における委任状の取扱い）

第5条 共同企業体が入札参加者等となる場合は、代表構成員のICカードを用いることとし、共同企業体各構成員の代表者から当該ICカードの名義人に対する委任状を提出しなければならない。

2 共同企業体は、委任したICカードの名義人に変更があった場合は、速やかに新たな委任状を提出しなければならない。

（参加資格確認申請書に添付するファイル）

第6条 参加資格確認申請書に添付する資料（以下「添付資料」という。）の作成に使用するソフトウェア等は、次の表に掲げる方式によらなければならない。

| ソフトウェア  | ファイルの保存形式 |
|---------|-----------|
| PDFファイル | pdf形式     |

（圧縮形式）

第7条 前条の規定により作成したファイルを圧縮する場合の形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式を用いてはならない。

(ウイルス感染の確認)

第8条 入札参加希望者は、前2条の規定により作成したファイルを提出するに当たり、事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染していないか確認し、コンピュータウイルスに感染したファイルを添付してはならない。

(添付資料の持参又は郵送)

第9条 入札参加希望者は、第4条第1項の規定により紙入札を行う場合及び前3条の規定により作成したファイルの容量が合計3MBを超える場合、書面により添付資料を作成し、入札公告等に定めるところにより電子入札システム上の参加資格確認申請書の受付締切日時と同一の日時までに市長のもとに到達するよう、持参又は郵送するものとする。

2 前項の場合において、添付資料一式は、全て、持参又は郵送のいずれかの同一の方法により提出するものとする。

(添付資料を添付しない場合)

第10条 前条の規定により添付資料を持参又は郵送する場合は、電子入札システムにより参加資格確認申請書を提出する際に「添付資料省略届」（様式第2号）に所定の事項を入力したファイルを添付しなければならない。この場合において、ファイルの保存形式等は第6条の規定を適用する。

(工事費内訳書等の添付)

第11条 入札参加者等が入札書に工事費内訳書等を添付する場合、使用するソフトウェア等は、次の表に掲げる方式によらなければならない。

| ソフトウェア          | ファイルの保存形式                 |
|-----------------|---------------------------|
| Microsoft Excel | xls、xlt、xlsx、xltx又はxlsm形式 |
| PDFファイル         | pdf形式                     |

2 発注者は、原則として単価部分を空欄にした工事費内訳書等（以下「単抜き設計書」

という。) の電子データを入札情報サービスにより提供する。ただし、発注者が必要と

認めた場合は、他の方法により提供することができるものとする。

3 入札参加者等は、前項の規定により提出された電子データに直接数値等を入力したものを、工事費内訳書として提出することができる。

4 前項の規定は、入札参加者において積算を行うためのソフトウェア等により発注者が提供する単抜き設計書の電子データとは別に工事費内訳書を作成し、入札書に添付することを妨げない。

5 前4項の規定により作成した工事費内訳書には、次に掲げる項目を記載しなければならない。

(1) 工事番号、工事名及び工事場所

(2) 入札参加者等の商号又は名称

(3) 工事費内訳書の内容について説明できる者の所属、氏名及び電話番号

(添付資料に関する規定の準用)

第12条 第7条から第9条までの規定は、工事費内訳書等を添付する場合に準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第11条」と、「前2条」とあるのは「第7条及び第11条」と、「入札参加希望者」とあるのは「入札参加者」と、「前3条」とあるのは「第7条、第8条及び第11条」と、「参加資格確認申請書の受付締切日時」とあるのは「入札書受付締切日時」とそれぞれ読み替えるものとする。

(入札)

第13条 入札参加者等は、電子入札システムの入札書受付締切日時までに電子入札システムのサーバーに到達するように入札書の提出を行わなければならない。

2 前項の規定により、入札書受付締切日時までに入札書が到達しない場合、入札を辞退したものとみなす。

(書面による入札の場合の取扱い)

第14条 第4条第1項の規定により紙入札を行う場合は、電子入札システムにより

市が指定した入札書受付締切日時までに入札書が入札執行職員のもとに到達するよう、持参又は書留郵便により郵送するものとする。

2 入札書は封書にし、封書の表面には次に掲げる項目を記載しなければならない

- (1) 入札参加者等の商号又は名称
- (2) 番号及び件名
- (3) 「入札書在中」との朱書き

3 入札執行職員は、入札書を開札日時まで厳重に保管するものとし、開札時に電子入札システムへの入札額等の入力を行う。

(開札が著しく遅延した場合)

第15条 開札予定時間から実際の開札が著しく遅延する場合は、入札参加者等に対して電子入札システム等により開札状況等の情報を提供する。

(くじ引き)

第16条 電子入札対象案件において、落札となるべき同価格の者が2名以上いた場合、電子入札システムにより入札書を提出する際に入札者が選択した3桁の番号（以下「くじ番号」という。）等を基に、電子入札システムにより落札者を決定する。

2 前項の場合において、紙入札をした入札参加者等については、入札に関係ない職員が電子入札システム等により選択したランダムに生成されるくじ番号をもつて、当該入札参加者等のくじ番号とする。

(入札参加者等側の障害により受付締切日時等を変更する場合)

第17条 入札参加者等から天災等の障害により電子入札を行うことができない旨の申告があった場合、市長は、必要に応じて障害の内容及び復旧の可否等について調査を行うものとする。

2 前項の調査の結果、障害からの復旧を待っていたのでは、受付締切日時等に入札等を行うことができないと判断され、かつ、次の各号に該当するいずれかの障害によって、原則として複数の入札参加者等が入札に参加できない場合には、受付締切日時等を変更することができる。

- (1) 地震又は大雨等の天災による障害
- (2) 広域的、地域的停電による障害
- (3) インターネットサービスプロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害
- (4) その他受付締切日時等を変更することが適当であると市長が認める障害

3 変更後の受付締切日時等を直ちに決定することができない場合においては、市長は便宜上仮の日時を入力した日時変更通知書を送信するものとする。ただし、受信できる環境にない者に対しては電話等で連絡するものとする。

(市側の障害により受付締切日時等を変更する場合)

第18条 市側に障害が発生した場合、障害の復旧の見込みがある場合は、受付締切日時等を変更し、障害復旧の見込みがない場合は、電子入札システムを利用せずに入札手続きを行うものとする。ただし、復旧の見込みがあるが、受付締切日時等を直ちに変更できない場合は、電話等により入札参加者等に連絡するものとする。

(設計図書に関する質問及び回答)

第19条 電子入札対象案件の設計図書等に対する入札参加者からの質問及び回答等については、原則として次に掲げる基準による。

- (1) 質問受付期限 参加資格確認申請書受付締切日の翌日（その日が胎内市の休日を定める条例（平成17年条例第2第）第1条第1項に規定する市の休日（この号及び次号において「市の休日」という。）に当たるときは、市の休日の翌日）までとする。
- (2) 回答期限及び方法 入札書受付締切日の2日前（市の休日を除く。）の午後5時までにそれぞれの入札参加者等に通知する。

(契約手続)

第20条 落札者は、落札者決定通知書を確認し、契約書等を受領する。

2 落札者は、入札手続に利用したICカードの名義人に限らず、胎内市建設工事入札参加資格者名簿、胎内市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている本店又は営業所の代表者名で契約を締結することができる。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。